

# 「学校安全特別対策事業費補助金」Q&A

令和5年2月3日版

No.	事項	質問	回答
■全事業共通			
1	補助金概要	本補助金の概要如何。	<p>【目的】 子供の安全対策を強化するため、登園管理システムの普及、送迎バスの安全装置改修支援など、子供の安全を守るための支援を行うことで、子供の安全を守るための万全の対策を講じるとともに、子供を預けている保護者の不安を解消する。</p> <p>【事業概要】 子供の安全対策として、子供の送迎用バスへの安全装置の装備や、登園管理システムや子供の見守りタグ(GPS)の導入に係る必要な経費の支援を行う。</p>
2	交付の対象	いつから事業実施するものが補助対象となるのか。	令和4年9月5日以降に安全装置の装備、登園管理システムの導入、ICTを活用した子供の見守りサービスなどの安全対策に資する機器等の導入に係る経費(交付決定日以前に実施した事業も支援対象とする。)
3	概算払	概算払は可能か。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度については精算払いとする。(年度末までの期間が短く、国や都道府県における概算手続きを短時間で行うことが困難であるため。)</li> <li>・令和5年度については可能とする。(国からの補助金の支出先が知事部局の場合には、包括協議により交付決定後の概算払が可能となっている。)</li> </ul>
4	繰越手続き	令和4年度中に事業を完了する予定であった事業が、やむを得ない事由により令和4年度中に事業が完了しない場合、令和5年度に引き続き事業を実施することは可能か	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文部科学省事業(学校安全特別対策事業費補助金)については、令和4年度中に実施するものとして国から交付決定を受けた事業について、調達の遅延等のやむを得ない事由によって国からの補助事業先である都道府県として年度内の完了ができない(学校安全特別対策事業費補助金交付要綱第12条第1項に定める日までに実績報告書の提出ができない)場合は、令和4年度における都道府県への交付決定額全額を文部科学省において繰越(翌債)を行なう。(なお、概算払いを行った場合、3月末時点での残額を国に返納していただく必要があることから、都道府県、文部科学省双方の事務負担軽減のため、令和4年度については概算払いは行わないこととする。)</li> <li>・なお、実際の繰越可否は、個別にやむを得ない事由を審査のうえ財政当局と調整することとなるため、現時点で確約するものではないことにご留意願いたい。</li> <li>・令和4年度中に国から都道府県に交付を行わなかった残額については、文部科学省において繰越(明許繰越)を行い、令和5年度も引き続き執行することを想定している。</li> </ul>
5	申請	令和4年度中に事業が必ずしも完了できるか分からない場合、令和4年度と令和5年度のどちらで申請するのがよいか。	・原則として、令和4年度に完了できる見込みがあるもののみを令和4年度に申請していただき、令和4年度に必ずしも完了できるか分からない場合は令和5年度に申請していただきたい。
6	設置	安全装置はいつまでに付けなければならないのか。	幼稚園、特別支援学校における安全装置の設置義務化は、令和5年4月1日からである。1年間の経過措置を踏まえても、遅くとも令和6年3月31日までに装備することが必要であるが、可能な限り令和5年6月末までには装置を装備していただきたい。

No.	事項	質問	回答
7	交付の申請	交付申請は知事部局からか、それとも教育委員会から行うのか。	いずれからでも申請可能であるが、概算払が必要な場合は知事部局からの交付申請を推奨する。(概算払の包括協議済であり、迅速な概算払いが可能なため)
8	申請・精算手続等	三社の見積もりは必要か。	経費の効率的な執行の観点から二社以上の見積もり等により価格を比較することが望ましいが、都道府県、市区町村及び園の規則により適切に判断すること。
9	申請	一つの法人が幼稚園と保育所の両方を運営している場合、申請先は文部科学省と厚生労働省のどちらになるのか。	施設類型に応じ、幼稚園及び幼稚園型認定こども園については文部科学省へ申請し、その他については厚生労働省に申請すること。

No.	事項	質問	回答
■(1)送迎用バスの改修支援事業			
1	補助対象	装置に付帯する機能の経費(例えば、アラーム時における緊急通報メールの通信料)も対象となるのか。	装置に付帯している機能の経費(通信料等)については、装置・機器の購入費、リース料、導入費用に付帯するものとして補助初年度に限って対象とする。
2	補助対象	リースのバスについても補助対象となるのか。	<p>今般の省令改正への対応として通学通園用バスへの安全装置の装備を行う(令和4年9月5日以降に行ったものを含む)ものであり、装置の早期導入による子供の安全確保、急激な対応に伴う財政的な負担を支援する観点から、リースのバスについても補助対象とする。</p> <p>&lt;考えられるケース例&gt;  (1)バスのリース元会社と協議の上、学校設置者が安全装置を購入しバスに装備(改修)するケース  →将来的に発生する経費(装置の保守点検や故障、リース契約終了等によりバスから装置を取り外す際に必要となる経費)は補助対象外となる。  →リース契約におけるバス台数分を上限とする。  (2)バスのリース元会社が安全装置を購入しバスに装備(改修)することに伴い、従来のバスリース料金に対して、新たに装置(改修)分が加算されるケース  →装置の装備(改修)に伴う適正な加算額であることの確認が必要となるが、確認書類については都道府県における事務負担等も考慮して補助金申請時には提出を求めないが、事実関係の確認等が生じた場合には国(文科省)への提出を求めることとなるので留意すること。  →事業申請年度に限って、装置導入経費(装置購入費や取り付け費)として該当する経費をバスのリース料に加算する場合が対象となる。この場合、加算が開始される初月に一括計上するケースや月割りとすることも考えられるが、いずれにしても事業申請年度のみ補助となる。(令和4年度事業で補助対象とした場合、当該バスの装置に係るリース料加算分への補助は補助済みの扱いとなり、令和5年度には対象外となる。)  →リース契約におけるバス台数分を上限とする。  ただし、上記(1)、(2)いずれの場合にも、学校設置者が運行する通学通園用バス1台あたりの定額(装置装備の義務化施設17.5万円、非義務施設8.8万円)までが限度であることも踏まえ、次のことも留意する必要がある。</p> <p>&lt;留意事項&gt;  (1)リース会社の変更や車検、車両ローテーションの変更等による変更車両は補助対象とならないこと。(リース会社の所有車両への補助ではない)  (2)リース料金の加算額(当該年度の総額)に対する補助限度額についても定額までとなること。</p>

No.	事項	質問	回答
3	補助対象	外部委託しているバスも補助対象となるのか。	<p>今般の省令改正への対応として通学通園用バスへの安全装置の装備を行う(令和4年9月5日以降に行ったものを含む)ものであり、装置の早期導入による子供の安全確保、急激な対応に伴う財政的な負担を支援する観点から、外部委託しているバスについても補助対象とする。</p> <p>&lt;考えられるケース例&gt;  (1)バス運行の委託先事業者と協議の上、学校設置者が安全装置を購入しバスに装備(改修)するケース  →将来的に発生する装置の保守点検や故障、委託契約終了等によりバスから装置を取り外す際に必要となる経費等)は補助対象外となる。  →バス運行委託契約に基づく運行台数を上限として、当該車両に必要な装置の装備に要する経費を対象とする。</p> <p>(2)バス運行の委託先事業者が安全装置を購入しバスに装備(改修)するケース  →バス運行委託契約に基づく運行台数を上限として、当該車両に必要な装置の装備に要する経費を対象とする。</p> <p>ただし、上記(1)、(2)いずれの場合にも、学校設置者が運行する通園通学用バス1台あたりの定額(装置装備の義務化施設17.5万円、非義務施設8.8万円)までが限度であることも踏まえ、次のことも留意する必要がある。</p> <p>&lt;留意事項&gt;  (1)委託事業者の変更や車検、車両ローテーションの変更等による変更車両は補助対象とならないこと。(事業者の所有車両への補助ではない)</p>
4	補助対象	現在、利用者がいないため送迎バスとして使っていないが、バス利用の希望者があった場合、使用するバスも対象となるか。	令和4年度中若しくは令和5年度中からの運行が確実な場合は補助対象とする。
5	補助対象	<p>・R5年から、増便するバスも補助の義務(補助)の対象となるのか。(R4年度事業ではあるが、R5年度以降のバスを申請時に計上してもよいものなのか。)</p> <p>・R5年度中、緊急で運行バスが増えた場合は、追加で申請できるのか。</p>	<p>・令和5年度中に装置を装備し通園通学に使用することが確実な場合は補助対象となる。</p> <p>・新規追加の場合は補助対象となる。</p>
6	補助対象	安全装置を付けた後、修理費等が生じた場合、その経費も対象となるか。	修理費等は学校設置者の負担となる。
7	補助対象	車検により、代車で運行するバスも補助の対象となるのか。	<p>・代車は、補助対象とならない。(補助については、運行(稼働)台数を上限とするとともに、当初使用していた送迎用バスについては補助を受けているため)</p> <p>・例えば、車検の場合は時期を調整いただくなど、代車による運行を行わないような工夫をお願いしたい。</p>

No.	事項	質問	回答
8	補助対象	静岡県のバス置き去り事故直後に設置した安全装置についても補助対象になるとのことだが、推奨リストの中に掲載のない装置である場合に、補助対象となるのか。	補助対象となる装置は、R4.9.5以降に装備した装置であって、且つ、ガイドラインに適合している装置(リスト掲載装置)とする。 ※なお、R4.9.5以降にガイドラインを満たしていない装置を導入し、当該装置をガイドラインを満たす性能基準に更新する場合には、先行装置にかかる経費と更新にかかる経費について合計した額を定額の範囲内で補助する。
9	補助対象	ワゴンタイプや乗用車タイプのバスも対象となるのか。	「学校保健安全法施行規則の一部改正について(通知)4文科教第1248号 令和4年12月28日」及び「『こどものバス送迎・安全徹底プラン』に関する説明会(令和6年1月6日開催)資料を確認のこと。
10	補助対象	特別支援学校の場合、保護者がタクシー会社に依頼するケースがあるが、そのような場合でも補助の対象となるのか。	学校設置者が運行委託した場合に補助対象となる。(なお、対象となる自動車については上記8のとおりであるので留意すること)
11	補助対象	1園当たりの補助額は決まっているのか。(多数のバスを運行している場合、全てのバスについて補助されるのか)	1園当たりの上限は設定していない。複数のバスを運行している場合、実際に運行(委託契約)しているバスの実台数分を上限として補助する。
12	補助対象	委託事業者のバスが事業者の都合により日々変わるが、全ての車両が補助対象となるのか。	幼稚園及び特別支援学校の送迎バスとして使用される全てのバスについては義務化の対象となる。ただし、補助対象となるバス台数は運行委託契約台数が上限となる。
13	補助対象	校舎間の移動などに使用して、登降園時に使用していないバスについても補助の対象となるのか。	登降園に使用していないバスは補助対象にならない。 ※登降園の一環として校舎間の移動が行われる場合は義務付けの対象となり補助対象となる。 (例:スクールバスで本園へ登園→本園から分園への移動(分園への登園)に用いられるバス)
14	補助対象	学校が、社会科見学で使用するバスは、補助の対象となるのか。	補助対象にならない。(通園通学用に使用するバスが補助対象となる)
15	補助対象	委託バスの契約が変わった場合に、取り外し費用と新たな設置費用も補助対象となるのか。	取り外しの費用は、補助対象とはならない。また、年度変わりに委託バス会社が異なった場合の補助については、契約台数を上限としているため、既に補助を利用して装置の装備を行ったバス車両台数分については、補助対象外となる。(運行委託契約台数を上限とするため)

No.	事項	質問	回答
16	補助対象	バス車体の管理を町長部局が担当するようなバスで、一部町営路線バスと兼用されスクールバスを運行している場合も、本事業の補助対象となるか。	
17	補助対象	市町村が運営するコミュニティーバスを送迎に利用する場合、説明会では、「通園、通学において専用で送迎をするバスが対象」という回答であった。 コミュニティーバスにおいて、運賃が発生しない(無料)の場合で、かつ、時間帯が園児と一般が分かれていても、「設置義務なし」としてよいか。	通園通学専用のバスとして運行があれば、補助の対象となる。 ※例えば、通園通学の時間帯(8:00～10:00)は通園通学専用として運行するなど。
18	補助対象	補助金が適切に使用されている(送迎バスの安全装置の装備に使用されている)ということは確認されるのか。	国からの補助事業者である都道府県が、当該補助金交付要綱第16条に基づき、補助金の使途が事業内容に適合しているかどうかの確認を、報告書等の書類審査及び必要に応じた現地調査等により行う。
19	補助対象	補助要綱「1. 補助事業の内容等(1)送迎用バスの改修支援」の「補助率」において「小学校、中学校等」としているが「等」は何を指しているのか。	・小学校、中学校「等」について →義務教育学校、中等教育学校、都道府県が認可(学校教育法)した各種学校のうち幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校に相当する課程を指している。
20	補助対象	国が公表した「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置リスト」における「オプションで追加できる機能・価格」欄に記載されている機能等の導入は補助対象となるのか。	・安全装置本体とは独立して機能するものは補助対象外となる。(こどもが押すSOSボタン等)  ・ただし、例えば、装備本体の導入の際、「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン(令和4年12月20日 送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置の仕様に関するガイドラインを検討するワーキンググループ)」5.1.7等で望ましいものとして示されている機能を盛り込む場合、それに要する追加料金を含めた金額を装備本体の導入費用として、定額補助額内で補助する。
21	補助額	定額による補助額はいくらか。	・装置の装備の義務化対象施設(幼稚園、特別支援学校)の学校設置者が通園通学用として運行するバス1台当たり:定額17万5千円 ・装置の装備の義務化対象外施設(小学校、中学校等)の学校設置者が通学用として運行するバス1台当たり:定額8万8千円
22	補助額	定額を補助することだが、上限額を超えた場合には、県で予算を計上してその超過分を補填することは可能か。	都道府県の判断による。国からの補助は定額を上限とした実費となる。
23	義務の主体	送迎用バスへの装置の装備義務を負うのは誰なのか。(罰則を受けるのは誰になるのか。)	幼稚園、特別支援学校の学校設置者となる。

No.	事項	質問	回答
24	バスの対象	2列の自動車や特定の3列の自動車が義務付けの対象外になるが、それらに安全装置を付ける場合は、補助はどのようになるのか。	補助(半額程度を含む)の対象とはならない。 ※安全装置義務付け車両対象外の場合は、義務化施設であっても、義務化対象外施設であっても補助の対象とはならない。
25	財産管理	委託契約期間が満了し、新たに別の運行業者と契約する場合、これまでに装備した安全装置については、委託業者の所有のままとして差し支えないか？それとも安全装置を取り外す必要があるか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助事業により取得したものについて、補助金交付の目的に反して使用や譲渡等を行う際、装置の取得価格が1個または1組50万円以上となる場合は、処分制限期間内においては大臣の承認を得る必要がある。</li> <li>・R4年度に補助事業で安全装置を整備したものの、R5年度に別の運行業者と契約することになり、安全装置を新たに装備する必要がある場合は補助の対象とはならない。(当該バス台数分への補助は終了していることとなるため)</li> </ul>

No.	事項	質問	回答
<b>■(2)ICTを活用した子供の見守り支援事業</b>			
1	交付の対象	本事業は、送迎用バスを運行していない幼稚園も対象となるのか。	本事業は、送迎用バスを運行していなくても申請できる。
2	事業内容	「ICTを活用した子供の見守り支援」とは、具体的にどのようなものであるのか。	園外活動等必要な場面での園の管理下における幼児の所在の把握を支援するシステムの導入に必要な経費が対象。
3	事業内容	幼児教育課のICT環境整備支援に含まれる、追加される事業なのか。新規事業か。	幼児教育課で実施の「教育支援体制整備事業費交付金（ICT環境整備の支援）」とは別の事業。本事業は安全対策を目的としたものである。
4	事業内容	幼稚園のICT環境整備支援との違いは何か。 （園務の効率化であっても、安全対策であっても、導入するのは同じシステムではないのか。	導入するシステムについて、目的を園務改善及び幼児教育の質の向上とするか、安全対策とするかによって異なる。幼児・児童等の安全確保に向けた取組を強化することを目的とする場合、安全確保に向けたシステムであることを確実に説明すること。
5	事業内容	(2)の子供の見守り支援システムに、(3)の登園管理システムが含まれる場合はどうしたらよいか。	機能に着目し、切り分けて申請すること。切り分けられない場合には、いずれかの事業として申請することも可能。
6	事業内容	幼児・児童等の安全確保に向けた取り組み強化に繋がらないシステム・備品等が含まれていた場合は申請できないのか。	含まれないよう、経費を切り分けて申請すること。 万が一、切り分けができない場合は対象外となるので、申請に関しては「幼児・児童等の安全確保に向けた取組を強化すること」に向けた取組であることを説明できるようにすること。
7	交付の対象	システム導入のため、既存のPC等の機器を買い替えるのも対象か。	システムを導入する際に必要な機器の購入については対象となる。
8	交付の対象	システム導入に必要な無線LANは対象となるか。	園外活動等必要な場面での園の管理下における幼児の所在の把握を支援するシステムの導入にあたり、無線LAN設置による通信環境の整備が必要なのであれば、設置に係る費用も対象となる。
9	交付の対象	システムを導入する際、初期費用は発生しないが、別途備品の購入費用や月額の使用料及び通信費が発生する場合は交付対象とできるか。	システムの導入に必要な備品の購入費用を交付対象とすることは可能。月額の使用料及び通信費については導入に係る経費として、初年度に係る費用を交付対象とすることは可能。
10	交付の対象	既存システムの改修費は対象か。	既に導入している見守りに係るシステムの改修については対象外。 なお、既存システムに含まれていなかった見守りに係るシステムの導入や既存システムに新たなオプションとして見守りに係るシステムを付加する費用については対象となりえる。



No.	事項	質問	回答
11	交付の対象	既存システムの保守費、リース料、通信費等は対象か。	対象外。
12	交付の対象	リース・保守費・通信費等について、複数年契約した場合はどのようにすればいいか。	複数年契約をせざるを得ない場合は、導入に係る経費として、当該申請年度に係る導入初年度の経費のみを対象とすることは可能。
13	交付の対象	対象経費に記載の通信費に、インターネット利用料は含まれるか。	導入に係る経費として、当該申請年度に係る導入初年度の経費のみを対象とすることは可能。
14	交付の対象	対象となるシステムについて、明確な基準を示してほしい。	園外活動等必要な場面での園の管理下における幼児の所在の把握を支援するシステムを想定しており、子供の見守りに関する幼児の安全確保に資するものが補助対象。
15	交付の対象	システム導入に係る研修会費用等研修費は対象となるか。	導入に係る経費として、必要な経費を対象とすることは可能。
16	交付の対象	購入費に関して園等に対しての送料を含んでよいか。	別契約であれば配送料は対象外。 また、一体的な契約であったとしても、送料：〇〇〇円と請求書等で確認できる(=送料込みでない)場合は、送料は除くこと。

No.	事項	質問	回答
<b>■(3)登降園(登下校)管理システム導入支援事業</b>			
1	交付の対象	本事業は、送迎用バスを運行していない幼稚園も対象となるのか。	本事業は、送迎用バスを運行していなくても申請できる。
2	事業内容	幼児教育課のICT環境整備支援に含まれる、追加される事業なのか。新規事業か。	幼児教育課で実施の「教育支援体制整備事業費交付金(ICT環境整備の支援)」とは別の事業。本事業は安全対策を目的としたものである。
3	事業内容	幼稚園のICT環境整備支援との違いは何か。(園務の効率化であっても、安全対策であっても、導入するのは同じシステムではないのか。	導入するシステムについて、目的を園務改善及び幼児教育の質の向上とするか、安全対策とするかによって異なる。幼児・児童等の安全確保に向けた取組を強化することを目的とする場合、安全確保に向けたシステムであることを確実に説明すること。
4	事業内容	(2)の子供の見守り支援システムに、(3)の登園管理システムが含まれる場合はどうしたらよいか。	機能に着目し、切り分けて申請すること。切り分けられない場合には、いずれかの事業として申請することも可能。
5	事業内容	幼児・児童等の安全確保に向けた取組み強化に繋がらないシステム・備品等が含まれていた場合は申請できないのか。	含まれないよう、経費を切り分けて申請すること。万が一、切り分けができない場合は対象外となるので、申請に関しては「幼児・児童等の安全確保に向けた取組を強化すること」に向けた取組であることを説明できるようにすること。
6	交付の対象	子供の登降園(登下校)管理のためのシステムを導入する場合、周辺機器(登降園(登下校)システムの園児配布用のICカード)の購入費も補助対象か。	システムを導入する際に必要な機器の購入については対象となる。
7	交付の対象	システム導入のため、既存のPC等の機器を買い替えるのも対象か。	システムを導入する際に必要な機器の購入については対象となる。
8	交付の対象	システム導入に必要な無線LANは対象となるか。	子供の登降園(登下校)管理のためのシステムの導入にあたり、無線LAN設置による通信環境の整備が必要なのであれば、設置に係る費用も対象となる。
9	交付の対象	システムを導入する際、初期費用は発生しないが、別途備品の購入費用や月額の使用料及び通信費が発生する場合は交付対象とできるか。	システムを導入する際に必要な備品の購入費用を交付対象とすることは可能。月額の使用料及び通信費については、導入に係る経費として、導入初年度に係る費用を交付対象とすることは可能。
10	交付の対象	既存システムの改修費は対象か。	既に導入している登降園管理のためのシステムの改修については対象外。なお、既存システムに含まれていなかった登降園管理のためのシステムの導入や既存システムに新たなオプションとして登降園管理のためのシステムを付加する費用については対象となりえる。
11	交付の対象	既存システムの保守費、リース料、通信費等は対象か。	対象外。
12	交付の対象	リース・保守費・通信費等について、複数年契約した場合はどのようにすればいいか。	複数年契約をせざるを得ない場合は、導入に係る経費として、当該申請年度に係る導入初年度の経費のみを対象とすることは可能。
13	交付の対象	対象経費に記載の通信費に、インターネット利用料は含まれるか。	導入に係る経費として、当該申請年度に係る導入初年度の経費のみを対象とすることは可能。

No.	事項	質問	回答
14	交付の対象	対象となるシステムについて、明確な基準を示してほしい。	幼児の登降園(登下校)管理に資するものを想定しており、幼児の安全確保に資するものが補助対象。
15	交付の対象	システム導入に係る研修会費用等研修費は対象となるか。	導入に係る経費として、必要な経費を対象とすることは可能。
16	交付の対象	購入費に関して園等に対しての送料を含んでよいか。	別契約であれば配送料は対象外。 また、一体的な契約であったとしても、送料:〇〇〇円と請求書等で確認できる(=送料込みでない)場合は、送料は除くこと。